

安心して  
住み続けられる  
まちへ



相談できる・専門家が来る  
助成が受けられる

# 浅草北部地区における 不燃化建替え支援

安心して住み続けられる燃えないまちづくりを支援します

## 1 土地・建物に関する お悩み相談会



建替えの疑問や不安を  
気軽に相談

## 2 専門家派遣



建築・権利・税金・  
資金計画などを  
専門家がサポート

## 3 木造建築物 不燃化建替え助成



耐火・準耐火建築物等  
への建替えを助成



こんな方に  
おすすめ

- ✓ 建替えを考え始めた
- ✓ 何から始めればよいかわからない
- ✓ 助成の対象になるか知りたい

対象区域・対象条件・手続きの流れは、中面でご案内 ➡

## 助成を受けるまでの流れ

窓口での事前相談

承認申請書類の提出

審査

承認通知の交付

事業着手

事業着手報告書の提出

事業完了

現場確認

完了報告書/助成金交付申請書/誓約書の提出

審査及び検査

助成交付決定 通知書の交付

助成金請求書提出

助成金支払いの手続き

助成金の受領

### △ 重要

◆解体工事の**前に**、  
事前の審査・承認が必要です。

◆承認・交付決定には、それぞれ  
**約1か月**必要です。

◆一般の建築計画より、  
スケジュールに**余裕をもって**  
ご相談ください。



### ご確認ください

◆建築工事は、建築確認申請を行い、  
確認済証の取得後に着手してください。

◆除去～助成金交付決定の間に、  
必要に応じて複数回、区の職員が  
現場を訪問することがあります。

◆この事業は令和13年3月末日までの  
**期間限定事業**です。

◆予算の範囲内の事業ですので、  
年度途中で受付を終了する場合があります。

### よくあるご質問(Q & A)

Q いつ相談すればいい？

A 建替えを考え始めた  
段階で、できるだけ  
早めの相談が  
おすすめです。



Q 事前相談なしでも  
申請できる？

A まずは窓口での  
事前相談が  
必要です。



Q 助成金はいつ  
受け取れる？

A 工事完了後、必要書類  
の提出と審査、  
交付決定を経て  
受け取れます。



Q 困ったときの  
相談先は？

A 地域整備第二課へ  
お問い合わせ  
ください。



相談窓口：台東区役所 都市づくり部 地域整備第二課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

電話：03-5246-1366 FAX：03-5246-1359

E-mail：chiiki02.99t@city.taito.tokyo.jp



# 3つの支援メニュー

北部地区では、木造など建替えが進んでいない地区で耐火建築物等または準耐火建築物等への建替えを支援し、地域のさらなる防災性の向上を進めています。

1

## 土地・建物に関する お悩み相談会



建替え等に関する疑問や不安を、一級建築士、ファイナンシャルプランナー等の専門家に相談できます。

会場等は広報“たいとう”や区ホームページでお知らせ予定です。

2

## 専門家派遣



建築計画、権利関係の調整、税金、相続、資金計画等について相談を受けるため、建築士、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を派遣します。

3

## 木造建築物 不燃化 建替え助成



防災生活道路※1沿道の敷地の木造建築物※2を、耐火建築物等または準耐火建築物等に建替える場合に助成します。

助成額 **240万円**

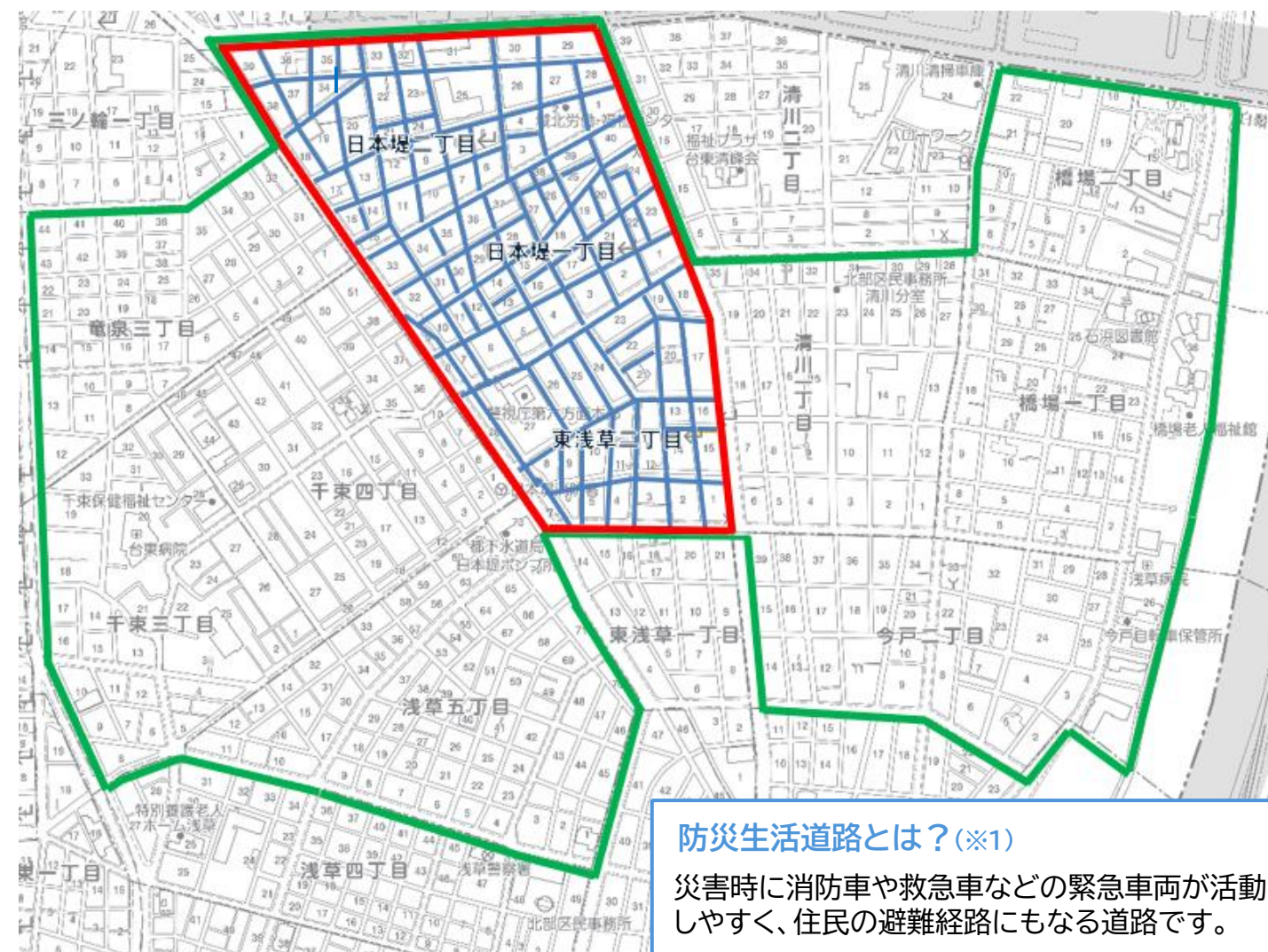
※1 右ページの水色の道路  
※2 平成8年5月31日以前に建築されたもの

### 併用できる制度

「三世代住宅助成」が併用できます。(助成額120万円)  
子育て世帯と高齢者等が安心して住居できる住宅の整備と、空間の確保による良好な住環境の整備を目的とした制度です。 ※制度は住宅課にてご案内

# 対象区域

支援内容によって対象区域が異なります。地図と一覧をご覧ください。



### 防災生活道路とは？(※1)

災害時に消防車や救急車などの緊急車両が活動しやすく、住民の避難経路にもなる道路です。



### 土地・建物に関するお悩み相談会/ 専門家派遣

対象区域  
(緑枠内)

日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、  
竜泉3丁目、浅草5丁目、  
千束3・4丁目、今戸2丁目、  
橋場1・2丁目、清川1丁目



### 木造建築物 不燃化建替え助成

対象区域  
(赤枠内)  
※ 防災生活道路  
に面した敷地

日本堤1・2丁目、  
東浅草2丁目

### よくあるご質問(Q&A)

Q1

相談だけでも利用できる？

A1

利用できます。建替えを考え始めた段階でも相談可能です。



Q2

助成は誰でも受けられる？

A2

対象区域や建物の条件があります。詳しくは窓口でご確認ください。

Q3

自分の土地が対象か分からない場合は？

A3

地域整備第二課へご相談ください。対象区域や条件をご確認できます。

Q4

助成を受けるには防災生活道路に面している必要がある？

A4

木造建築物不燃化建替え助成は、防災生活道路沿道敷地での建替えが対象です。